

香美町告示第111号

ジオパークと海の文化館改修工事について、制限付一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり行うので、香美町財務規則（平成17年香美町規則第36号。以下「規則」という。）第88条の規定により告示する。

令和6年5月29日

香美町長 浜 上 勇 人

1 入札に付する事項

- (1) 工事番号 香観工 第1号
- (2) 工 事 名 ジオパークと海の文化館改修工事
- (3) 施工場所 香美町香住区 境 地内
- (4) 工事概要

【建築工事】

- ・屋根防水シート（1,108㎡）、建具更新（2箇所）

【機械設備工事】

- ・空調設備改修工事 一式

【電気設備改修工事】

- ・館内照明器具更新（36台）

- (5) 工事期間 契約締結の日の翌日から令和6年10月18日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

次の事項のすべてを満たしていること。

- (1) 本町における令和6年度競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されていること。
- (2) 本町競争入札参加資格の工種が建築一式であること。
- (3) 建築工事に係る建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による建設業の許可を有すること。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 本件入札参加申込期間の最終日から入札執行日までの間に、本町の指名停止基準に基づく指名停止又は建設業法第28条の規定による営業停止の処分を受けていないこと。
- (7) 本件工事の設計業務受託者と資本面又は人事面等において関連があると認められる建設業者でないこと。
 - ① 本件工事の設計業務受託者
高村設計事務所（所在地：香美町香住区香住1630-4）
 - ② 本件工事の設計業務受託者と資本面又は人事面等において関連のある建設業者とは、次のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又は当該受託者の出資総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
 - イ 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
 - ウ その他当該受託者との間において、特別な提携関係があると本町が認めた建設業者
- (8) 建設業法に規定する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の有効期間が、契約締結予定日又は仮契約締結予定日（入札執行の日から7日以内）まで有することが、入札参加資格申請期限日までに確認できること。
- (9) 令和6年5月29日現在において、香美町香住区内に本店を有し、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の建築工事の総合評定値が次のいずれかに該当する者。ただし、総合評定値は最新のものとする。
 - ① 685点～1,029点の者
 - ② 595点～684点で発注対応金額の特例範囲の適用を受ける者
- (10) 令和6年6月6日現在において本町に係る町税を滞納していないこと。

(11) 配置予定技術者の要件

- ① 監理（主任）技術者を配置すること。
- ② 技術者は常勤の自社社員であり、かつ資格確認申請時において引き続き 3 か月以上の雇用関係を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間等

規則及び工事請負契約書（案）等については、香美町観光商工課において閲覧に供する。

- (1) 期 間 令和 6 年 5 月 3 0 日（木）から令和 6 年 6 月 6 日（木）までの開庁日
- (2) 時 間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

4 入札参加資格確認申請書等の交付

- (1) 場 所 香美町香住区香住 8 7 0 番地の 1 香美町観光商工課
(郵送による交付は行わない。香美町ホームページからダウンロード可)
- (2) 期 間 令和 6 年 5 月 3 0 日（木）から令和 6 年 6 月 6 日（木）までの開庁日
- (3) 時 間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

5 入札参加資格確認申請及び資格審査

入札への参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び添付資料等を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出書類
 - ① 制限付一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1）
※添付資料
 - ・建設業の許可通知書又は建設業許可証明書の写し
 - ・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
(契約締結予定日に有効であり、かつ直近のものであること。)
 - ② 配置予定監理（主任）技術者届（様式 2）
※添付資料
 - ・建設業許可申請書のうち別紙四「専任技術者一覧表」の写し

- ・配置予定の主任技術者等の資格者証、経歴書、雇用関係を証するものの写し

③ 入札参加資格確認通知書送付用長 3 封筒（送付先を記載し、84 円切手を貼付したもの）

(2) 提出先 香美町観光商工課

(3) 提出期間 令和 6 年 5 月 3 0 日（木）から令和 6 年 6 月 6 日（木）までの開庁日

(4) 提出時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

(5) 審査結果通知 審査の結果は令和 6 年 6 月 1 4 日（金）までに申込者に通知する。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、その結果通知から 3 日以内に、その理由について書面（任意様式）を持参し、説明を求めることができる。

7 設計図書等の閲覧及び配付

(1) 閲覧 入札に付する工事の設計図面、仕様書及び内訳明細書（以下「設計図書」という。）は、次のとおり閲覧に供する。

① 期 間 令和 6 年 5 月 3 0 日（木）から令和 6 年 6 月 6 日（木）までの開庁日

② 時 間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

③ 閲覧場所 香美町観光商工課

(2) 配 付 設計図書は、CD-R ディスクにより配付する。

① 期 間 令和 6 年 5 月 3 0 日（木）から令和 6 年 6 月 6 日（木）までの開庁日

② 時 間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

③ 配付場所 香美町観光商工課

8 現場説明

実施しない。設計内容等について質問がある場合には、次により質問書を

提出すること。

9 設計図書等に対する質問

- (1) 質 問 設計図書等に対する質問がある場合は、次のとおり書面又は電子メール（書式は任意）により香美町観光商工課へ提出すること。

① 期 間 令和6年6月3日（月）から令和6年6月7日（金）までの開庁日

② 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで

- (2) 回 答 上記の質問に対する回答書は、令和6年6月10日（月）午前8時30分から令和6年6月18日（火）午後5時15分まで町ホームページに掲載する。

10 入札の日時、場所等

(1) 日 時 令和6年6月19日（水） 午前10時00分

(2) 場 所 香美町役場 3階 大会議室

所 在 地 香美町香住区香住870番地の1

電話番号 (0796) 36-1111

(3) 方 法 直接入札

(4) 入札に関する条件

① 入札開始 入札に参加しようとする者は所定時刻までに入札会場に入場すること。入場できる者は、1者につき2名以内とする。

② 委 任 状 代理人をもって入札する場合は、入札開始前に委任状を、契約担当者へ提出しなければならない。

③ 入 札 書 課税事業者については消費税及び地方消費税抜き〔110分の100〕の価格を、また免税事業者についても同様に見積もった契約希望価格の110分の100の価格を、本町所定の入札書にアラビア数字で記載すること。

(注)入札書中、記名押印若しくは件名を欠き、金額を訂正し、又は文字の判読できないもの等は失格となるので

注意すること。

入札時には、本町が指定する内訳書も提出すること。
(内訳書は、入札書と一緒に入札封筒に封入し、入札箱に投函すること。)

- ④ 再入札 再入札は1回とする。
- ⑤ 契約額 請負契約書の契約金額は入札書に記載された価格に10%を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切捨てた金額）とする。
- ⑥ 入札中止 入札参加者が不正行為等の疑いのあるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、競争の実益が無いと認めるとき、又は天災地変等やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を延期又は中止することがある。
- ⑦ その他 上記以外のことについては、規則による。
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 最低制限価格 あり
- (7) 無効とする入札 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

11 落札者の決定の方法

- (1) 規則第90条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者として決定する。
- (2) 落札候補となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

12 契約の締結

- (1) 契約書 本町が定めた契約書による。
なお、契約書には香美町暴力団排除条例（平成24年香美町条例第29号）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じる旨の特約を付加する。

また、同趣旨の誓約書の提出を求める。

- (2) 契約保証金 契約締結時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、銀行その他町長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定するもの。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、履行保証保険契約を締結したとき又は工事履行保証証券による保証を付したときは、契約保証金を免除する。
- (3) 支払条件
- ① 部分払 あり。工期の期間中、2回（予定）を限度とする。
 - ② 前金払 保証事業会社と前払いに関し保証契約した場合に、契約金額の40%以内を請求できるものとする。
 - ③ 中間前金払 前払金を受けた場合であって、保証事業会社と中間前払金に関し保証契約をした場合に、契約金額の20%以内を請求できるものとするが、この場合、部分払の請求はできないものとする。

13 同一執行日における入札参加の制限

当日執行が予定されている入札において、落札者又は契約予定者となった場合は、同日に予定されている同一工種の他の入札に参加することができないものとする。ただし、競争性が確保できない場合（入札時点で参加者が1者となることが見込まれる場合）は参加制限を適用しない。そのうえで入札参加者が1者のみの場合は入札を中止する。

14 その他

- (1) 工事の施工に当たっては、災害の防止に努めるとともに、万一に備えて労働者災害補償保険及び第三者に対する損害賠償責任保険等に参加すること。
- (2) 落札者は、当該工事の契約額に対応する建設業退職金共済組合の証紙を購入し、発注者用掛金収納書を契約締結後1か月以内に提出すること。
- (3) 下請業者の選定及び建設資材等を購入する場合は、可能な限り町内業

者を活用すること。なお、下請業者が町内本店以外の業者となる場合は、下請人等通知書にその理由を記載すること。また、選定する下請業者については、契約書第7条の2に規定する健康保険等加入義務等を遵守すること。

- (4) 下請負代金や支払条件の決定に当たっては、建設業法その他関係法令を遵守し、下請負人等にしわ寄せが生じないようにすること。
- (5) 工事の施工に当たっては、建設廃棄物の適正な処理を行うため、自らの責任において、処理業者等との協力体制を確立し、円滑な運営を図ること。
- (6) 入札参加申込者名及びその数は、入札執行後まで公表しない。
- (7) この告示に記載のない事項については、規則及び香美町入札契約事務執行要領等によるものとする。

15 提出書類の取扱い

提出された入札参加資格確認申請書等は、返却しない。

16 問合せ先

〒669-6592 香美町香住区香住870番地の1 香美町観光商工課

担当者：板倉 優揮

電話番号（0796）36-3355（直通）

FAX（0796）36-3809

メールアドレス kankoushoukou@town.mikata-kami.lg.jp